

(公財) 日本住宅・木材技術センター

## 「認定金物」は、ここが違います！

認定金物は、国の統一基準である「公共建築木造工事標準仕様書」に記載されている接合金物です。

この基準では、認定金物を使用する場合に限り、接合金物を製造した工場の品質管理等の書類を監督職員に提出する必要はありません。

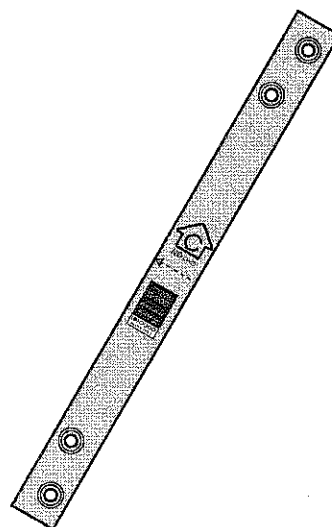
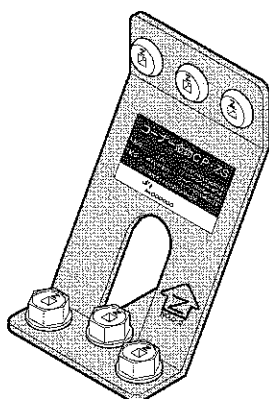
このところ、免振ゴムの性能データの改ざんによる不正、杭工事の施工データの改ざんなど、建築業界への不信感が高まっていることから、構造に関わる建築部品の「品質」や「性能」等は、より厳しいものが要求されます。特に、性能を担保する品質関係等の書類は、重要な書類です。認定金物以外の金物を使用する場合、これらの書類を整備するのは容易ではありませんので、認定金物を使用するよう、おすすめします。

### <認定金物とは>

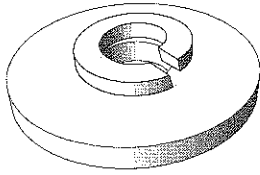
認定金物は、(公財) 日本住宅・木材技術センターが認定したZマーク、Cマーク、Mマーク、Dマーク、Sマークの金物です。認定金物には、次のようなマークが接合金物に刻印されていますので、現場で容易に確認することができます。これらの認定金物は、当センターHPの「木造建築物用接合金物承認・認定」の「認定一覧表」で紹介しています。



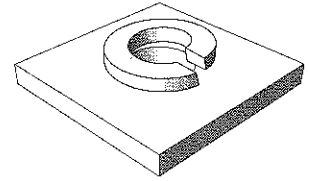
- Zマーク：木造軸組工法用の接合金物
- Cマーク：枠組壁工法用の接合金物
- Mマーク：丸太組構法用の接合金物
- Dマーク：Zマーク等の品質と性能が同等の接合金物
- Sマーク：Zマーク等の品質と同等であることを条件に性能を認定した接合金物



問い合わせ先：(公財) 日本住宅・木材技術センター認証部  
電話：(03) 5653-7581



## 「スプリング付き座金」 の同等認定について



スプリングの役割は、ボルトの緩み止めや締め付け確認などです。

この役割で特に重要なのは、スプリングの品質です。JISでは、スプリングの品質として、①ばね（スプリング）作用<sup>(1)</sup>、②粘り強さ<sup>(2)</sup>などを規定していますが、この規定を満足しないスプリングやスプリング付き座金が流通しています。

当センターには、スプリングが戻らないとか、スプリングが座金の溶接部から折れたなどの問い合わせがあります。スプリングが戻らないのは、JISで求めているばね（スプリング）作用や粘り強さが満足しないことが想定されます。また、スプリングを溶接するとスプリングの材質がもろくなって折れやすくなったり、スプリングを座金に固定する爪や溶接の余盛（よもり）が高く、ナットとの密着性が不十分なものもあります。

当センターでは、このような状況を踏まえ、平成27年4月1日からスプリング付き座金の同等認定を開始しました。

同等認定の条件は、当センター金物規格の「座金用スプリング」の①スプリング作用、②粘り強さに加え、座金の③めり込み性能についても当センター金物規格の「座金」と同等以上の性能を満足しなければなりません。また、これらの性能を満たした製品を安定して生産・供給するための工場の品質管理やロットごとの性能検査などを義務付けています。このような生産工場の品質管理やロットごとの性能検査まで認定の条件にしているのは、当センターの接合金物認定事業だけです。

このような認定条件をクリアした製品には、Dマークが刻印されていますので他の製品との区別が簡単にできます。また、公共建築物等に使用される接合金物は、国の統一基準として定められた国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築木造工事標準仕様書(平成25年版)」において、当センターが認定した接合金物で使用環境2<sup>(3)</sup>の区分としています。認定以外の接合金物を使用する場合は、工場の品質管理や防錆処理などの書類を整備し、監督職員に提出しなければなりません。

このように、認定以外の接合金物を使用する場合は、個々の性能確認と品質管理などの書類を整備することによって、国の統一基準の仕様書と同様な体制を常に整えておく必要があります。

注(1) ばね作用 : JISで定めた試験をしたとき、荷重を約1秒負荷する操作を連続3回繰り返した後、ばねの高さが決められた値を満足すること。

注(2) 粘り強さ : JISで定めた試験をしたとき、ねじり角度が90°未満で破損しないこと。

注(3) 使用環境2 : 当センターが定めた使用環境で、直接雨に暴露されない屋外環境又は多湿な屋内環境での使用であり、決められた防錆処理以上であること。